

## 平成26年度事業計画

政府は、企業の収益力をあげ、これを雇用の拡大や所得の上昇につなげて、消費の拡大や投資の増加を促し、更なる景気回復につなげる「経済の好循環」の実現を目指した経済政策を実施し、デフレからの早期脱却に向けて取り組んでいる。しかしながら、景気回復の実感は、地域経済には十分に浸透しておらず、特に税理士の関与先である中小企業・小規模企業では、円安による原材料価格の高騰や燃料価格の上昇もあいまって、厳しい経営環境におかれている。

社会経済情勢が大きく変化する中で、時代の要請に応え、国民・納税者からの更なる信頼に応え得る税理士制度の構築に向けて、本会は必要な施策を講ずる。

税理士法改正については、業界一丸となった活動が結実し、第186回通常国会に、「所得税法等の一部を改正する法律案」の中の納税環境整備の一環として税理士法改正法案が上程され、3月20日に成立、3月31日に公布された。本会においては、今後、順次施行される改正税理士法に対応し、会則、税理士会標準会則、関係諸規則等の改正作業を行い、改正趣旨に基づいた税理士法の運用に向けて万全の体制を整えていく。

税制については、社会保障と税の一体改革に伴い、本年4月から、消費税率が8%に引き上げられたことを受けて、政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁対策等に寄与することにより、納税義務の適正な実現を図っていく。また、消費税の逆進性への対応や法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等に係る諸課題について、総合的な観点から検討を重ねたうえ、引き続き、官公署に対して、税理士法に定められた建議を行い、国民・納税者が納得して納税できる税制の実現に向けて、税務の専門家である税理士に課せられた公共的使命を果たしていく。

東日本大震災・原発事故から3年が経過したが、被災地や被災者の思いを忘れることなく、税理士の立場から、実情を踏まえた復興支援策を引き続き講ずるとともに、震災の教訓を生かした危機管理対策について検討する。

租税教育については、改正税理士法において、本会及び税理士会会則の絶対的記載事項に加えられた。学校教育等における租税教育の充実は、申告納税制度の維持・発展に資するものであり、租税教育事業への取り組みを税理士会の重要な社会貢献事業として、積極的に推進していく。

中小企業の支援に関する取り組みについては、近年、中小企業をめぐる経営環境が大きく変化し、直面する経営課題が複雑化・多様化していることを踏まえ、中小企業の経営基盤の強化に向けた経営革新等支援機関の活用や関係官庁、金融機関、信用保証協会及び地方自治体等との連携を進めるとともに、中小企業経営者の声が国の政策に反映されるよう働きかけていくなど、中小企業の支援に必要な施策を積極的に講ずる。また、中小企業の会計の質の向上を図るため、会計参与制度並びに「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」について、引き続き普及定着を進めていく。

研修については、税理士に求められる専門性を高めていくことが責務であり、国民・納税者の信頼に応え得るため、研修内容の充実を企図し、受講率向上に向けた施策を講じていく。

税務支援事業については、税理士の社会的責務であると同時に、税理士にしか行えない社会貢献事

業であることから、独自事業を中心とした税務支援事業の推進を図るとともに、引き続き受託事業及び協議派遣事業についても適切に対応していく。

番号制度については、平成27年10月を目途に個人番号の通知及び法人番号の通知・公表、また、平成28年から申告書・法定調書等への番号の記載等、順次利用が開始される予定である。番号制度は、国民・納税者に対して大きな影響を与えることから、税務・社会保障分野における番号利用のあり方、マイ・ポータルの活用とe-Tax及びeLTAxとの連携等、番号制度の適正・円滑な運用に向けて、制度の周知及び調査研究を進めるとともに、適宜、意見表明を行うなど適切に対応していく。

このほか、TPPなど規制改革の動向を注視しつつ、引き続き、電子申告・電子納税制度の利用促進や書面添付制度の普及定着を進めるとともに、税理士の成年後見制度等公益活動への参画を推進していく。

このような税理士制度を取り巻く状況を踏まえ、より一層、国民・納税者の信頼に応え、税理士法第1条の使命に基づく、高い職業倫理観を持った税理士制度の確立を図るため、平成26年度において、本会は、次に掲げる施策を優先しつつ、事業活動を積極的に展開する。

#### <重点施策>

- 一 税理士法改正に伴う本会の会則・規則等の整備を行うとともに、税理士会に標準会則等を提示する等所要の措置を講ずる。
- 二 税制及び税務行政の改善進歩に資する提言及び建議を行う。
- 三 東日本大震災・原発事故による被災地・被災者への復興に向けた支援対策を引き続き講ずるとともに、震災の教訓を生かした危機管理対策について検討する。
- 四 租税教育の普及、推進及び充実を図る。
- 五 中小企業の経営力強化を図るため、関係省庁等との連携・協力のもと、中小企業支援に関する施策を積極的に講ずるとともに、会計参与制度並びに「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の普及を推進する。
- 六 税理士の資質の向上を図るため、研修制度の充実等所要の方策を講ずる。
- 七 独自事業を中心とした税務支援事業の定着を図るとともに、受託事業及び協議派遣事業について適切に対応する。
- 八 番号制度の適正・円滑な運用に向けて、制度の周知及び調査研究を進める。
- 九 電子申告・電子納税制度の利用促進のための施策を推進するとともに、税理士用電子証明書の全員取得を推進する。
- 十 書面添付制度の普及・定着を図るための施策を推進する。
- 十一 サービス貿易の自由化（GATS及びTPP、EPA、FTA協議等を含む。）に係る議論の動向を注視するとともに、規制改革全般に亘り意見表明を行うなど適切に対応する。
- 十二 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚を図るとともに、非税理士による税理士法違反行為の排除に努める。
- 十三 税理士会会員の利便に資するため、公益財団法人日本税務研究センター等と連携して、税務相

談体制の充実を図る。

十四 「日税連成年後見支援センター」が実施する事業活動の充実を図り、税理士による成年後見制度への参画を促進するほか、地方公共団体の監査制度及び政治資金監査制度等の公益活動について積極的に取り組む。

十五 国民・納税者の税理士制度への理解を深めるため、対外広報を強化する。

十六 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）の事業活動を支援するとともに、2015年の大阪大会開催に向けた準備を進める。

十七 「第6回税理士実態調査」の調査結果を取りまとめ、その活用を図る。

### <各部・委員会等事業>

#### 1 総務部

- (1) 各部、委員会との連絡調整に努め、円滑な会務運営を図る。
- (2) 事務局の効率的運営を図るとともに、関係諸規程の整備を行う。
- (3) 個人情報に関し、他の分掌機関と連携し適正な保護・管理に努める。
- (4) 税理士職業賠償責任保険制度の改善合理化を図るとともに、会計参与賠償責任保険制度を推進する。
- (5) 税理士及び税理士法人に関する情報開示を推進する。
- (6) 会館の適正な管理・運営に努める。
- (7) 税理士会の紛議調停制度の連絡調整を行う。
- (8) 税理士会、関連団体及び関係諸機関との連絡調整に努める。
- (9) 表彰制度の合理的運営を図る。
- (10) 業界功労者の栄典を推進する。
- (11) 災害発生等緊急時における諸対策を引き続き検討し、併せて関係諸規則の整備を図る。

#### 2 財務部

- (1) 予算の適正な執行の監理を行う。
- (2) 健全な財務体質の確保を図る。
- (3) 各種事業に関し、適正な資金計画を策定する。
- (4) 本会が保有する資金の保全を図る。
- (5) 各税理士会経理部等と連絡協議を行う。

#### 3 広報部

- (1) 機関紙「税理士界」を発行する。
- (2) TV、ラジオ、インターネット、新聞・雑誌等のメディアを利用して対外広報活動を行う。
- (3) ホームページの充実を図る。
- (4) 対外広報ツールを企画・制作する。

- (5) 「税理士記念日」行事及び「税を考える週間」参加行事を企画実施する。
- (6) パブリシティ活動を進める。
- (7) 広報活動の一層の充実を図る。

#### 4 制 度 部

- (1) 税理士制度及びこれに関連する諸制度の検討を進める。
- (2) 各国の税理士及び職業会計人制度とわが国の制度との比較研究を進める。
- (3) 税理士法改正特別委員会との緊密な連繫を図り、その運営に協力をする。
- (4) 「第6回税理士実態調査」を実施し、調査結果を公表する。

#### 5 調 査 研 究 部

- (1) 税制及び税務行政の改善整備に関する建議書を作成するとともに、関係諸機関との折衝等を進めその実現に努める。
- (2) 税務行政手続の整備についての調査研究を進める。
- (3) 諸外国の税制及び税務行政を調査し、わが国の制度との比較研究を進める。
- (4) 税理士業務に関連する会計制度、会社法制、I F R S等について調査研究を進める。
- (5) 「公開研究討論会」を企画実施する。
- (6) 「日税研究賞」を公益財団法人日本税務研究センターと協議のうえ企画実施する。
- (7) 税制審議会及び公益財団法人日本税務研究センターとの連携を図る。

#### 6 業 務 対 策 部

- (1) 税理士の職域の確保・拡充を図るため税理士会会員の業務改善に関する諸施策について検討する。
- (2) 税理士の業務に関する専門家責任を実現する観点から、業務水準の向上方策を周知するための施策を講じる。また、税理士法改正の状況を踏まえ、平成21年3月に発行した「税理士の専門家責任を実現するための100の提案」の改訂を行う。
- (3) 税理士法第41条に規定する帳簿（業務処理簿）の作成義務の周知徹底を図るための施策を講じる。
- (4) 国税庁と協議のうえ、書面添付制度の普及・定着を一層進めるための施策を講じる。
- (5) 関係団体との緊密な連携のもと、税理士会員のための税務相談事業を実施する。
- (6) 東日本大震災救援対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する震災関連施策に協力する。

#### 7 研 修 部

- (1) 税理士研修制度の更なる充実を図る。
- (2) 「全国統一研修会」を企画実施する。
- (3) 「登録時研修」を企画実施する。

- (4) マルチメディアを利用した研修を企画実施し、その普及拡大に努める。
- (5) 研修受講管理システムの早期定着を図るとともに、その効率的運用に努める。
- (6) 税理士法改正特別委員会と連携し、研修関連諸規定の整備を図る。

## 8 税務支援対策部

- (1) 独自事業、受託事業及び協議派遣事業の定着を図るとともに、独自事業のあり方について検討を行う。
- (2) 受託事業のあり方について、国税当局との協議を進める。
- (3) 税務支援における電子申告について適切に対応する。
- (4) 税務関連諸団体との協調関係を促進するため、これら団体及び関係官庁との間で協議を積極的に進める。
- (5) 税理士法第50条（臨時の税務書類の作成等）問題に関する対策を進める。
- (6) 「特設の会場で行う税務相談」の適正・円滑な実施のための対策を進める。
- (7) 当部事業に関連した職域侵害への防止対策を講じる。
- (8) 離島支援事業及び離島対策費のあり方について検討する。
- (9) 東日本大震災救援対策本部と連携し、同部の実施する震災関連税務支援施策に協力する。
- (10) 税理士法改正の動向を踏まえつつ、税務支援関連諸規定の整備を図るとともに、税務支援制度ガイドラインの見直しを進める。

## 9 綱紀監察部

- (1) 税理士の倫理の高揚を図る。
- (2) 税理士の品位の向上を図る。
- (3) 所在不明確認調査に関する規則等の適正な運営を図る。また、調査の事務処理を行うとともに、税理士会との連絡調整を図る。
- (4) 税理士法第52条違反行為の排除に関する方策を講じる。特に、広域的な事案に対し税理士会との緊密な連携のもと対応を図る。
- (5) 税理士が主宰する会計法人及び税理士法人に併設される会計法人に係る問題点及びその対応策を検討するとともに、その適切な運営について、税理士会との緊密な連携のもと対応を図る。
- (6) 会則第73条に規定する税理士会の会員の不服申立てを処理するとともに、「税理士会の処分を受けた会員の不服申立てに関する規程」の実状にあった見直しについて検討する。
- (7) 情報機器を使った税理士法違反行為に対する排除方策を図る。
- (8) 税理士の業務広告（特にインターネットによるホームページ等）について税理士会との連絡調整を図り、対応策を検討する。
- (9) 税理士法改正の状況を踏まえ、綱紀規則（準則）の整備を行う。
- (10) 綱紀保持に関する国税当局との協議会及び会員向け研修会の開催を推進する。

## 10 登録調査部

- (1) 登録申請書の調査を行い、その結果を登録審査会に報告する。
- (2) 各税理士会との連携を図り、登録調査事務の適正化及び統一化に努める。
- (3) 改正税理士法の施行に対応した登録事務の検討を行う。
- (4) 登録システム（REOS）の更新を円滑に進める。
- (5) 登録業務ネットワーク（個人情報保護を含む。）の適正な運営を図る。
- (6) 税理士の登録事務の改善整備を図る。
- (7) 税理士法人の届出に関する事務の適正な運営を図る。

## 1 1 公益活動対策部

- (1) 地方公共団体外部監査制度及び監査委員制度について、地方自治法改正及び監査制度見直しの動向を注視し、地方公共団体に対して税理士の登用要請を積極的に行うとともに、地方公共団体の監査制度研修を実施する。
- (2) 政治資金監査制度について、税理士の登録政治資金監査人への登用要請を積極的に行うとともに、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」及び「政治資金監査に関するQ&A」の改定内容等に沿って政治資金監査に関する研修を実施する。
- (3) NPO法人の活動を支援する税理士のための諸施策を講じるとともに、NPO法人に関する研修施策を実施する。
- (4) 公益的業務に関し、税理士会との連絡調整を図るとともに、公益的業務に関する様々な職務に就く税理士の従事状況調査を実施し、支援方策等について税理士会と連携して支援する体制を検討する。
- (5) 公益法人制度について、税理士の監事への登用推進方策を検討する。
- (6) 公益活動専用HP「税理士パブリックサークル」を適切に運営するとともに、会員・国民へ情報提供を行う。

## 1 2 租税教育推進部

- (1) 租税教育のあり方を研究し、その充実を図る。
- (2) 租税教育関係省庁等との連携により、効果的な租税教育を推進する。
- (3) 税理士会租税教育担当者の情報交換の場を設ける。
- (4) 次世代を担う税理士の輩出・育成及び将来の租税教育を担う教員養成を目的として、大学に「寄附講座」を開設する。

## 1 3 国 際 部（国際委員会）

- (1) アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）との連携、協調を図り、同協会の運営を支援するとともに、事業活動を積極的に推進する。
- (2) AOTCAが主催するセミナーへのスピーカー等の派遣要請等に対応するための体制を整備する。
- (3) 2015年10月開催のAOTCA大阪会議の準備を進める。

- (4) 国内外における研修会、コンベンション等を通じ、諸外国に対しわが国の税理士制度の紹介に努め、税務専門家制度の確立及び発展に寄与する。
- (5) 諸外国の関係諸機関及び諸団体との交流促進を図る。
- (6) 諸外国の税制及び税理士制度に関する情報収集に努める。
- (7) 税理士会における国際交流事業への対応について、連絡、調整を進め、必要な支援を行う。
- (8) 外国語版ホームページ等諸外国向け広報ツールの充実を図る。
- (9) 国際税務情報研究会等との連携を図る。

#### 1 4 中小企業対策部（中小企業対策特別委員会）

- (1) 税理士会の会員が行う中小企業支援に係る業務の円滑化に寄与するため、周辺環境整備に努める。
- (2) 中小企業庁等との緊密な連携のもと、中小企業支援施策に協力する。
- (3) 会計参与制度の普及・推進を図るため、所要の方策を講じるとともに、会計参与制度に関する研修を企画、実施する。
- (4) 会員の会計参与業務水準の確保及び業務支援に関する施策を講じるとともに、「会計参与の行動指針」について、日本公認会計士協会と協議を行う。
- (5) 「中小企業の会計に関する指針」（チェックリストを含む。）及び「中小企業の会計に関する基本要領」（チェックリストを含む。）の普及定着を図るため、所要の対策を講じるとともに、これらの見直しも含め、調査研究を進める。
- (6) 東日本大震災救援対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する震災関連施策に協力する。

#### 1 5 事業本部

- (1) 税務、会計、経営及び法律に関する図書類の監修、編集、刊行及び推薦に関する事業を実施する。
- (2) 前記の図書類の販売促進について、日本税理士協同組合連合会との連携を図る。
- (3) 税理士会員章略章等の作成頒布を行う。

#### 1 6 会務制度委員会

- (1) 税理士法の改正に伴う会則・規則等の見直しを行う。
- (2) 組織機構及び運営制度の改善合理化を図る。
- (3) 会則その他諸規則等の整備改善を図る。
- (4) 税理士会の会則変更に関する意見を立案する。
- (5) 税理士会の組織運営に関する制度の調査研究を進める。

#### 1 7 情報システム委員会

- (1) 電子申告・電子納税制度の定着を図るための施策を更に推進する。

- (2) 日税連電子証明書の全税理士の取得に関わる施策を講じる。
- (3) 日税連電子証明書のあり方、活用方法について検討を行う。
- (4) 会務及び税理士の業務の情報化に関する調査研究を行う。
- (5) X B R Lについて情報収集及び利用に向けての検討を行う。
- (6) 情報ネットワークについて、関連官公署・諸団体と連携をとりつつ関連情報の提供や活用について検討を行う。
- (7) 関係各部委員会と協力して情報通信技術全般の利用に伴う諸問題について検討を行う。

## 18 法対策実行本部

税制改正問題、規制改革問題、税理士制度改革問題等についての対応策を樹立し、その実現に向けて強力な運動を推進する。

## 19 規制改革対策特別委員会

- (1) 資格制度に関する規制改革について調査研究を行うとともに、その対策を進める。
- (2) サービス貿易の自由化（G A T S及びT P P、E P A、F T A協議等を含む。）に関する事項について調査研究を行うとともに、その対策を進める。
- (3) 納税環境整備への対応について、関係部・委員会と連携を図りつつ検討を進める。
- (4) 司法制度改革に関する事項について調査研究を行うとともに、その対策を進める。

## 20 総合企画室

- (1) 会務に必要な情報、資料の収集、分析及びその活用を図る。
- (2) 中長期の基本施策の調査研究を進める。
- (3) 緊急を要する重要事案の対応策を講じる。

## 21 税理士法改正特別委員会

改正税理士法の施行に向けての対応を検討するとともに、関連する部・委員会との連携を図る。

## 22 東日本大震災救援対策本部

東日本大震災に係る救援対策を講じる。

## 23 日税連成年後見支援センター

- (1) 各税理士会成年後見支援センターへの業務支援及び連絡調整を行う。
- (2) 成年後見業務従事者に関する情報を収集し、管理体制を構築する。
- (3) 成年後見制度に関する研修等の企画及び運営をするとともに倫理指導に関する施策を講じる。
- (4) 成年後見助成金制度の創設に向けて検討する。
- (5) 成年後見賠償責任保険を適正に運営する。
- (6) 成年後見制度に関する調査及び研究を行う。



- (7) 成年後見制度に関する行政・司法機関及び各種団体との連絡調整を行う。
- (8) 日税連成年後見支援センターホームページを適切に運用するとともに、会員・国民へ成年後見制度に関連する情報提供を行う。

#### **24 税制審議会**

税制、税務行政及び税理士制度に関する会長諮問について審議し、その結果を答申する。

#### **25 国際税務情報研究会**

諸外国における税理士制度の導入・普及の促進、税務関係機関及び団体との交流事業の推進、税務情報の収集等の施策についての調査研究を行うとともに、国際委員会との連携を図る。

#### **26 税理士制度調査会**

(活動休止中)